

# 雄物川水系河川整備学識者懇談会

## 河川整備計画(素案)に対する 意見への対応(案)について

平成26年11月10日  
国土交通省 東北地方整備局

# 河川整備計画(素案)に対する意見について

No	意見 (委員・関係住民)	意見 聴取経路	意見分類	意見	東北地方整備局の考え方
1	関係住民	郵送	河川整備 の実施	<p>私は結婚して大仙市福見町に住んで居ました。家の裏に川があり氾濫しました。床下浸水でした。(今から45年位前です)床上まで来るのでないかと思い、とても恐い思いました。当時小学生の女の子が氾濫する川を見に来て、川岸の砂が崩れました。足元が川にのみこまれそうになり、いきなり女の子の手を引っぱったのを覚えています。命がたすかったと思いました。川の岸は砂や土や砂利では脆いものだと思います。</p> <p>雄物川のこれから何をやるにしても優先順位があると思います。川の氾濫で生命財産を無くするような事のない様にしてほしいです。</p>	<p>ご意見については、「4.1.2 整備の目標」<a href="#">原案 P87～88</a>に示すとおり、</p> <p>●堤防の整備、河道掘削、洪水調節施設等の整備を計画的、効率的に実施します。その際、地域毎の整備状況を十分に踏まえ、流下能力のバランス等を考慮して、水系一貫した河川整備を実施します。 【<a href="#">原案 P87～88</a>】</p>
			河川整備 の実施	<p>長年に渡り、土砂石が積り、河川が浅くなったり、巾が狭くなったり、中洲が出来たりしてると 思います。豪雨の時は影響があると思います。</p>	<p>ご意見については、「5.1.1 洪水、高潮、津波等による災害の発生の防止または軽減に関する整備」 <a href="#">原案 P104</a>及び「5.2.1 河川の維持管理」<a href="#">原案P132</a>に示すとおり、</p> <p>●河道の流下断面積が不足している箇所については、河道の断面積を拡大するための河道掘削を実施します。 【<a href="#">原案 P104</a>】</p> <p>●出水により運搬される土砂は、低水路、樋門・樋管等に堆積する場合があります。適正な河道断面を確保し、河川管理施設が常に機能を発揮できるよう河道堆積土砂の撤去を実施します。 【<a href="#">原案 P132</a>】</p>
			維持管理	<p>護岸を越える様な洪水になると、護岸(コンクリート)もろとも崩落しかねません。</p>	<p>ご意見については、「5.2.1 河川の維持管理」<a href="#">原案 P128</a>に示すとおり、</p> <p>●災害発生を未然に防止するため、早期に護岸の損傷を発見し、調査や評価を行い、機動的かつ効率的に補修を実施します。 【<a href="#">原案 P128</a>】</p>
			河川整備 の実施	<p>津波は川を逆流し、多大な損害を与えたいと思います。</p>	<p>ご意見については、「5.1.1 洪水、高潮、津波等による災害の発生の防止または軽減に関する整備」 <a href="#">原案 P110</a>及び「5.2.3 危機管理体制の整備、強化」<a href="#">原案 P142</a>に示すとおり、</p> <p>●河口部の堤防や樋門・樋管等の河川管理施設について、河川津波対策の検討や耐震性能照査指針等に基づく照査を行い、必要に応じて高さの確保や耐震補強等の対策を実施します。 【<a href="#">原案 P110</a>】</p> <p>●津波に対する操作を行う必要がある河川管理施設については、操作の遠隔化や無動力化等を進めることにより、迅速、確実な操作により被害の軽減に努めます。 【<a href="#">原案 P142</a>】</p>

# 河川整備計画(素案)に対する意見について

No	意見 (委員・関係住民)	意見 聴取経路	意見分類	意見	東北地方整備局の考え方
1	関係住民	郵送	環境	次に国民、県民の憩の場となる様な河川敷の有効活用です。マラソン(ランニング)、ウォーキング、サイクリングロードがあったり。角館町の椈の木内川、河川敷の様に、桜並木になるように、木は太くなり、枝も伸びるので充分間隔をとって植えた方が良いと思います。又子供達が親子で楽しめる様にサッカー、バスケ、テニス、キャッチボール等の広場をお願いします。上記を楽しむ為に傾斜をつけなくて平面上にしたいです。反対側の河川敷には、風力、水力、太陽光の自然エネルギーを活用出来るように、企業の協力を求めながら、リバーサイドが、こんなに活用できると各県のお手本となるようなのになってくれれば、県民の一人としても嬉しく思います。私は雄物川の周辺に住んでませんが、車で通ると、何か有効活用が無いものかなー。と思ってました。沢山の皆さんの意見を聴きより良い河川整備計画を進めて行ってほしいとお願い致します。書き忘れました。駐車場とベンチ(木製だと腐ります。石の方が良いと思います)【図あり】 ※欲を言えば「八木山ベニーランド」の様なのがあればと思います。	ご意見については、「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」 <a href="#">原案 P119</a> に示すとおり、  ●雄物川の河川空間の整備にあたっては、必要に応じ空間整備、拠点整備を実施します。かわまちづくり等の整備の実施にあたっては、地域からの要望に配慮し、市町村と連携しながら、自然とのふれあい、環境学習ができる場の維持・保全を図ります。 【 <a href="#">原案 P119</a> 】
			環境	魚の住めるきれいな川だったら良いと思います。	ご意見については、「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」 <a href="#">原案 P113</a> 及び <a href="#">P116</a> に示すとおり、  ●上流部から下流部までの多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の創出・復元・保全に努め、トミヨ属雄物型等の生息する湧水が見られる細流やワンド・たまり、瀬・淵等に配慮します。 【 <a href="#">原案 P 113</a> 】  ●近年の雄物川の水質は、全ての水質観測地点で環境基準値を満足しています。定期的な水質調査を継続的に実施するとともに、観測結果の情報提供や共有化により、良好な水質の維持に努めます。 【 <a href="#">原案 P 116</a> 】
2	関係住民	投函	利水	利水について豪雪地の雪害は除雪対策として現在の農業用水を冬期流雪こう等に活用できるよう整備をお願いしたい。	ご意見については、「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」 <a href="#">原案 P112</a> に示すとおり、  ●関係機関と連携して、雄物川の河川水を流量の少ない中小河川等に利用(導水)し、周辺の排雪作業効率の向上による安全で快適な生活空間の確保に努めます。 【 <a href="#">原案 P112</a> 】

# 河川整備計画(素案)に対する意見について

No	意見 (委員・関係住民)	意見 聴取経路	意見分類	意見	東北地方整備局の考え方
3	関係住民	投函	河川整備 の実施	<p>雄物川整備計画(素案)提案 初めに、繰り返されてきた過去の大水害を教訓に地域住民の安全を守る為、大久保・幡野弁天・湯沢・山田の固定堰を統合し3つの可動堰を設計施工し、集中豪雨災害を未然に防ぐよう推進されておられる事に敬意を表します。 平成20年1月28日策定の「雄物川系河川整備基本方針」に沿って作成される「雄物川水系河川整備計画(素案)」に次の事項を重点項目として織り込んでいただきたく提案いたします。</p> <p>治水対策の具体的内容 1. 堤防の量的・質的整備について 今年(令和22年)7月大水害から67年・62年大水害から27年目です。 地球温暖化等、異常気象の影響で全国的に豪雨災害が発生しております。 東北整備局管内一級河川の堤防整備率平成19年平均66% 雄物川は56%と10ポイントも低く、東北最下位の整備率。 東北管内の直轄河川の無堤率 東北全体平均より11.6ポイント低い33.6%と最下位の雄物川の氾濫災害が大変心配です。 平成18年の河川法改正で従来の原野・田畑・市街地も同じやり方でやってきた築堤手法や下流域・中流域主流の築堤手法から「上流域でも人口密集地で危険と想定される市街地優先の治水築堤を行う」と改正。</p> <p>雄物川洪水危険流域 過去の大水害災害の危険順上位 ①強首地区 輪中堤完成 ②小種・福部羅地区 高台移転と10K堤防完成 ③西仙北・神岡地区 田畑が中心 ④京塚・倉内地区 ⑤上関地区</p> <p>雄物川上流京塚の無堤防地区や災害弱者の多い(1,200名超)昭平園・さわやかサポートセンター等の老人福祉施設2箇所と湯沢市で幼児・児童が最も多い子育て団地、倉内県営・市営住宅。生活道路と同レベルの倉内地区暫定堤防周辺で多くの住民が15年～20年周期で豪雨災害が発生している現状を目の当たりにし、大雨の度に、いつ越水、決壊するかと不安な状態で過ごしている現状です。</p> <p>平成16年から伊藤和久所長・貴名功二所長に、さらに平成24年9月幡野地区地域住民1,574名の署名を添えて要望書を提出しておりますが、是非上記の、京塚の無堤箇所及び倉内地区内の堤防高不足箇所を整備計画に組入れ検討していただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>ご意見のありました堤防の整備については、「5.1.1 洪水、高潮、津波等による災害の発生の防止または軽減に関する整備」<a href="#">原案P97～98</a>に具体的な対象位置を示しており、ご意見の箇所は本計画に含まれています。 【<a href="#">原案 P97～98</a>】</p> <p>●表5-1 堤防整備の対象位置の「羽後地区」及び「柳田地区」として記載しています。</p>
			維持管理	<p>2.河川の維持管理について 前述の通り4つの固定堰が可動堰に改修され、通常の降雨状態時は従来と比較し安全度が大きく向上したことが確認されます。 当地区で1日192mmの降雨があった場合 倉内～新田・京塚にかけて5Mの浸水が想定されると、貴事務所の浸水想定ハザードマップに表示されております。100年に一度程度の降雨との表示ですが、最近の全国の集中豪雨を見ると想像をはるかに超えた異常気象が発生していると思われなりません。 雄物川流域は日本海気候の特性を有し、年降雨量が2,300ミリにも達する多雨地帯で流出特性は、3～5月の融雪洪水、7月の梅雨特性の流出で年間の総降雨流出量が50%を占める状態となります。 可動堰の改修で水の流れが従来の経路と大きく変化し、3～5月の融雪時に蛇行する下流の川岸法面が驚くほど大きく削られる等の被害が出ました。今後流下状態がどのように変化するか見守りたいと思います。</p> <p>河川の維持管理 ①改修後の各可動堰周辺を定期的に観察していますが、水により運ばれてくる上流からの土砂利の量が想像以上に多いことに驚かされます。各可動堰の目標流量が確保されるよう可動堰下(後)の上流からの堆積土砂の撤去を定期的実施するよう要望。</p>	<p>ご意見については、「5.2.1 河川の維持管理」<a href="#">原案 P132</a>に示すとおり、</p> <p>●出水により運搬される土砂は、低水路、樋門・樋管等に堆積する場合があります。適正な河道断面を確保し、河川管理施設が常に機能を発揮できるよう河道堆積土砂の撤去を実施します。 【<a href="#">原案 P132</a>】</p>

# 河川整備計画(素案)に対する意見について

No	意見 (委員・関係住民)	意見 聴取経路	意見分類	意見	東北地方整備局の考え方
3	関係住民	投函	維持管理	②農家の方が畑への通路として使用の倉内地内河川公園右岸、大きく削られ被害の出た法面の緊急改修工事の着工。	河岸の浸食については、「5.2.1 河川の維持管理」 <a href="#">原案P132</a> に示すとおり、 ●河道の変動、河岸の浸食、護岸、根固工等の変状を早期に把握し、機動的かつ効率的に補修等を実施します。 【 <a href="#">原案 P132</a> 】 なお、ご意見のありました箇所については、大きく削られた河岸から堤防までの距離が十分に確保されていることから緊急な対応は予定していませんが、今後も状況の把握に努め、適切な対応を図ってまいります。
			河川整備の実施	③100mm程の大雨の場合、成瀬川・皆瀬川の合流時点の流出水量がすさまじく、白子川との合流地点の水高が急激に増し、雄物川本流の流下が阻害され、度々京塚付近が逆流状態となります。その為付近の田畑が冠水し、家屋のすぐ近くまで水が押寄せる状態が発生しています。 大久保可動堰の下流、皆瀬川・白子川の合流地点まで、昭和58年比1/2と縮小した低水路幅の確保と河道掘削及び外来種のハリエンジュ(ニセアカシア)の伐採で目標流量が確保され正常な機能が維持されるよう検討の程提案いたします。 以上	ご意見のありました地区については、「5.1.1 洪水、高潮、津波等による災害の発生防止または軽減に関する整備」 <a href="#">原案P97～98</a> に堤防の整備及び <a href="#">原案P106～107</a> に河道掘削の具体的な対象位置を示しており、ご意見の箇所は本計画に含まれています。 【 <a href="#">原案 97～98,P106～107</a> 】 ●表5-1 堤防整備の対象位置の「羽後地区」及び「柳田地区」、表5-4 河道掘削の対象位置の「羽後地区」及び「柳田地区」として記載しています。 また、河道内の樹木については、「5.2.1 河川の維持管理」 <a href="#">原案 P132～133</a> に示すとおり、 ●樹木の生長や繁茂の状況を定期的に調査し、治水、環境の両面から適切に評価し、必要に応じて伐開等の樹木管理を実施します。 【 <a href="#">原案 P132～133</a> 】
4	関係住民	郵送	維持管理	長期計画で実施希望 雄物川下流の中洲や川底の土砂除去作業など計画的に行うようにし流れを良く農地への決壊を防止してほしいと思います。 以前、当地域で砂利採取業していましたが今はない。 【意見のほか、「協雄大橋 上下流の写真」添付有り】	ご意見については、「5.2.1 河川の維持管理」 <a href="#">原案 P132</a> に示すとおり、 ●出水により運搬される土砂は、低水路、樋門・樋管等に堆積する場合があります。 適正な河道断面を確保し、河川管理施設が常に機能を発揮できるよう河道堆積土砂の撤去を実施します。 【 <a href="#">原案 P132</a> 】
5	関係住民	HP書込	河川整備の実施	上流にダムを造ることよりも、今緊急にしなければならないことは洪水の常襲地帯である中流域の堤防建設や遊水地を作ることだと思う。中流域でも堤防建設は行っているようである。しかし、遅々たる歩みのように見える。統計でみても、被害額から言っても中流域の被害が大きい。しかもこの流域は雄物川本流だけでなく玉川・丸子川など多くの支流があるために上流域に比べて被害が甚大となる。	ご意見については、これまでの雄物川水系河川整備学識者懇談会や成瀬ダム建設事業におけるダム事業の検証に係る検討で議論しており、河川整備計画(原案)が妥当としています。
			河川整備計画全般	水嵩が増える一因に土地改良による用水堰の整備がある。河川は国交省・用水は農水省という縦割りの仕組みを改めお互いに連携を取って計画をたて工事を行うべきである。用排水分離がなされたことによって排水が一挙に中小河川に流れて増水し、本流に阻まれての洪水が多くなったことがある。国交省とも十分に協議して整備計画を立てるべきである。	ご意見については、「5.3.2 河川整備の重点的、効果的、効率的な実施」 <a href="#">原案 P150</a> に示すとおり、 ●各種施策の展開においては、引き続き関係機関と連携して検討を進め、効率的な事業実施を行います。 【 <a href="#">原案 P150</a> 】
			その他	水道に関して言えば、人口減と高齢化によって水道の需要は増えない。水道への供給は無意味に近い。それよりも南外地区においては十数年後の成瀬ダムの完成を待つ余裕のない緊急の課題と考える。故に、玉川ダムからの取水を考えるべきです。	河川整備計画は、河川整備基本方針に基づいて計画的に実施すべき具体的な河川工事及び河川の維持について定めるものです。安定的な水供給を考え、将来の必要を推計し、水道用水等の供給や施設整備に関する施策を策定するのは地方公共団体等であり、河川整備計画は水需要について定める計画ではありません。 なお、「5.1.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持」 <a href="#">原案 P112</a> に示すとおり、 ●流域全体の水利利用や本川・支川の流量、水質等を適正に把握するとともに、限りある水資源の有効活用を図るため、関係機関との連携による水利利用の合理化等について検討を進めます。 【 <a href="#">原案 P 112</a> 】

# 河川整備計画(素案)に対する意見について

No	意見 (委員・関係住民)	意見 聴取経路	意見分類	意見	東北地方整備局の考え方
6	関係住民	投函	河川整備 計画全般	A素案作製プロセス 現地に居住し(ここ10年以内、または以前に1年以上)現地の人々とその暮らしを共有した識 者が少なすぎる。	ご意見にありました河川整備計画の委員の委嘱につきましては、河川の整備を行うにあたって必要 な各分野の専門性が高い学識者の方々を、過去の実績や経験等を総合的に勘案して東北地方整備 局長が委嘱しています。
			その他	B地域のみなさんからのご意見プロセス 過去私共の挙げた事例による改善案は、県・東北工事事務局とも一切無視したことの反省ないし 回答文書の再検討を求めます。  事例1 主な皆瀬ダム洪水時ハイドログラフをめぐる回答  事例2 農業・とくに稲作災害統計に出た事実の無視 ここからはまったく異なった対策が生まれてくるはずです。  事例3 あきた新ウォータープランH09.03 上からの計画と県南地域アンケートの不整合。  計画は減反進行の中需要増。 そして地下水位低下の原因はそれまでの農水関連国直轄事業の結果である分析は無視 の内容(分析は私共意見)	河川整備計画は、河川整備基本方針に基づいて計画的に実施すべき具体的な河川工事及び河川の 維持について定めるものです。安定的な水供給を考え、将来の必要を推計し、水道用水等の供給や 施設整備に関する施策を策定するのは地方公共団体等であり、河川整備計画は水需要について定 める計画ではありません。
			その他	C, 原案作製にかかわる人々は行政と国というシステムです。行政はこれまでの当局の一部 であり、行政の継続性が求められています。プロセスAで表記した事実や条件を併せると、国 中央の方向とも異なりそうです。農業中心の秋田の経済、かたや集落営農で今年度欠損数 100万に頭をかかえる友人、私共にはよりよい別案あり。	河川整備計画(原案)の作成にあたっては、外部の専門性が高い学識者からなる学識者懇談会で意 見を伺っています。また、懇談会及びその資料を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階で パブリックコメントを行い意見の募集や地域の方々の意見を聴いています。
7	委員	懇談会	ダム建設	人と歴史・自然が調和した活力ある地域の創造という理念からすると、雄物川最上流部の水 源地である東成瀬村は流域の方々とは、今後未来永劫、付き合いが続くことになる。成瀬ダ ム直下での公園等の交流の場、ダム工事の樹木伐採跡地を活用した植林等には地域・流域 の方々の協力が必要不可欠になると思うが、どのような計画になっているのか？	ご意見のダム貯水池周辺活性化支援に関しては、「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」原 案P120～121のダム貯水池周辺活性化支援にダム事業者、流域の住民や有識者等からなる策定組 織の設置を追記し、策定に向けた具体な協力体制等を記載しました。 【原案P120～121】  (資料-4 河川整備計画(素案)に対する意見への対応【原案対比表】P1～2を参照)
8	委員	懇談会	利水	玉川ダム完成以降、正常な流水の機能の維持に必要な流量を上回っていることが多いが、 ここ数年を見ると危ういかもしれない。渇水も生活をする上で大変問題となるが、対策が十分 なのか納得しづらく、治水の部分に比べると利水の記述のボリュームが少なく感じるため、も う少し付け加えていただきたい。	ご意見に関しては、5.1.2(2)1)適正な水利用【原案P112】と渇水時の対応(素案P142 5.2.3(4))に 分けて表記していたため、渇水時における対応・取組みを前者に集約しました。 【原案P112】  (資料-4 河川整備計画(素案)に対する意見への対応【原案対比表】P3～4を参照)
9	委員	懇談会	環境	雄物川の豊かで多様な自然環境の具体性が見えてこないため、見た人にとってクリアに頭に入 る説明が欲しい。	ご意見については、雄物川が河口から上流まで多様な自然環境を有していることの本文の内容につ いて、イメージしやすいよう模式的に表した図を追加しました。 【原案 P31】  (資料-4 河川整備計画(素案)に対する意見への対応【原案対比表】P5を参照)

# 河川整備計画(素案)に対する意見について

No	意見 (委員・関係住民)	意見 聴取経路	意見分類	意見	東北地方整備局の考え方
10	委員	懇談会	環境	一般の人たちが見たときに、例えばトミヨ属淡水型、雄物型、あるいはカワシンジュガイ等がなぜ貴重なのかということがお分かりになるか疑問に思われるため、具体的に、どうして貴重なのかという説明を追加して欲しい。	ご意見については、雄物川の地域固有種である「トミヨ属雄物型」について、解説を追加しました。 【原案 P77】  (資料-4 河川整備計画(素案)に対する意見への対応【原案対比表】P6～7を参照)
11	委員	懇談会	環境	国でも生物多様性国家戦略が出ており、生物多様性の観点について、どこかに記載していただきたい。	ご意見について、雄物川の上流部から下流部までの多様な生物へ配慮し、生物多様性の保全に努めることを記載しました。 【原案P93、104、113】  (資料-4 河川整備計画(素案)に対する意見への対応【原案対比表】P8～10を参照)  <参考>原案 P1 1.1計画の主旨において「生物多様性基本法の制定等といった社会経済情勢の変化に伴い、河川に対しても良好な環境の整備と保全を求める国民のニーズが増大しています。」としています。
12	委員	懇談会	危機管理体制の整備・強化	従来よりも短時間に激しい雨が降ることが、全国的にも見られ、雄物川流域でも平成23年に起きているが、平成21年当時ではそれほど想定していなかった、ゲリラ豪雨に対応した整備についてはどのように反映しているか？	ご意見のゲリラ豪雨については、「5.2.3 危機管理体制の整備、強化」原案P139に「短時間の集中豪雨や局所的豪雨の激化」として記載を追加しました。なお、ゲリラ豪雨における対応については、災害発生時においても被害が最小限となるよう、国、県・市町村等の関係機関における相互の情報共有や支援対策の構築を図ることとしています。 【原案 P139】  (資料-4 河川整備計画(素案)に対する意見への対応【原案対比表】P11を参照)
13	委員	懇談会	危機管理体制の整備・強化	ソフト対策の主体は流域の自治体で、国土交通省はどちらかというと従の役割だと思うが、ソフト的な対応についてできることがあれば、もう少し主体的に関わっていく記載内容だとより安心感が増すのではないか。	ご意見について、大規模な水災害による被害を最小化するためには、インフラによる予防策に加え、災害が発生することを前提とした対応を強化することが重要であるため、時間軸に沿った防災行動計画(タイムライン)策定に取り組んでいます。この取り組みについて、「5.2.3 危機管理体制の整備、強化」原案P139に追加するとともに、タイムラインの防災行動計画の例を「5.2.3 危機管理体制の整備、強化」原案P144に追加しました。 【原案 P139、144】  (資料-4 河川整備計画(素案)に対する意見への対応【原案対比表】P11～12を参照)